

令和2年那審第18号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年5月16日01時28分

沖縄県港川漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 2.3トン

登 録 長 9.00メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 95キロワット

3 事実の経過

(1) 港川漁港及びその周辺の状況

港川漁港は、沖縄県沖縄島南部に位置し、同漁港から可航域が約120メートルの水路（以下「港川漁港水路」という。）が設けられ、同水路の東西両側に拡張したさんご礁が存在していた。

(2) Aの設備及び自動操舵装置

Aは、昭和49年3月に進水した、船体中央やや後部に操舵室を設けたFRP製漁船で、操舵室前面に操舵区画があり、その内側の左側にGPSプロッターを、右側に魚群探知機を、さらにその手前に機関操作レバーをそれぞれ備え、操舵区画の台下奥に自動操舵装置が取り付けられていた。

Aの自動操舵装置の操舵モードは、「手動」、リモートコントローラーで操舵する「遠隔」、切り替えた時点の針路を保つ「自動」及びGPSプロッターで設定した地点へ針路を補正しながら航行する「航法」に、つまみで切り替えることができた。

a受審人の「航法」モードで航行するときの平素の手順は、GPSプロッター画面上に事前登録してある地点を表示させてその内の1地点を選択後、つまみを切り替えていた。また、自動操舵装置の取扱説明書には、目的地の設定後、船を手動操舵か遠隔操舵で、目的地の方向へ向けてから「航法」に切り替える旨、及び目的地を正しく設定しないと、正常な信号が出力されない場合がある旨がそれぞれ記載されていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が単独で乗り組み、まぐろ一本釣り漁の目的で、船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和2年5月16日01時20分港川漁港を発し、同漁港東方沖合20海里

の漁場に向かった。

ところで、a 受審人は、平成26年に小型船舶操縦士の免許取得後小型漁船に乗り、令和元年Aを購入して船長職を執り、港川漁港を基地として操業し、同漁港周辺の状況は熟知していた。

a 受審人は、離岸後、GPSプロッターの画面を24海里レンジとして登録地点を表示させて目的地を選択し、01時22分半少し過ぎ港川港第2号灯標（以下「2号灯標」という。）から304度（真方位、以下同じ。）210メートルの地点で、針路を148度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）として、操舵モードを「遠隔」とし、リモートコントローラーを使用して手動操舵によって進行した。

a 受審人は、01時24分2号灯標から230度80メートルの地点に至り、操舵モードを「航法」に切り替えたところ、目的地に定係地を選択していたことから緩やかに右転を始めた。

a 受審人は、01時26分2号灯標から207度320メートルの地点に達したとき、緩やかに右転しながら港川漁港水路西側のさんご礁に向かって接近する状況であったが、漁場に向かって直進しているものと思い、GPSプロッターを近距離表示にして漁場に向かっているか確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、その後も緩やかに右転しながら続航し、01時28分2号灯標から248度480メートルの地点において、Aは、347度を向いたとき、原速力のまま、港川漁港水路西側のさんご礁に乗り揚げた。

当時、天候は霧で風力3の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視程は約100メートルで、沖縄県八重瀬町には濃霧注

意報が発表されていた。

乗揚の結果、船底外板に破口を、プロペラ翼及び同軸に曲損を生じ、僚船にえい航されて港川漁港に回航し、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、視界が制限された港川漁港において、自動操舵装置の操舵モードを「航法」に切り替えた際、船位の確認が不十分で、緩やかに右転して同漁港水路西側のさんご礁に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、視界が制限された港川漁港において、自動操舵装置の操舵モードを「航法」に切り替えた場合、GPSプロッターを近距離表示にして漁場に向かっているか確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素のとおり操作したので、漁場に向かって直進していると思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、緩やかに右転して港川漁港水路西側のさんご礁に向かう状況となったことに気付かないまま進行して乗り揚げる事態を招き、船体等に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 6 月 8 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明